

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果（丹波市）

※次の各表における耐震診断の結果は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの建築物も、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

■幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
84	丹波市立佐治小学校 (特別教室棟)	丹波市青垣町佐治 282-3	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.25$ $C_v \cdot S_o=0.80$	-	-	
85	丹波市立和田小学校 (管理・特別教室棟、普通教室棟)	丹波市山南町和田 1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.25$ $C_v \cdot S_o=0.38$	-	-	
86	丹波市立崇広小学校	丹波市柏原町柏原 683	小学校	-	-	-	-	
	管理・特別教室棟			-	$I_s/I_{so}=1.25$ $C_v \cdot S_o=0.52$	-	-	
	普通・特別教室棟			-	$I_s/I_{so}=1.25$ $C_v \cdot S_o=0.42$	耐震改修	平成29年7月着工 平成29年9月完了	
	渡り廊下棟(西)			-	$I_s/I_{so}=0.20$ $C_v \cdot S_o=0.10$			
	渡り廊下棟(東)			-	$I_s/I_{so}=0.31$ $C_v \cdot S_o=0.15$			
87	丹波市立北小学校	丹波市水上町絹山 608	小学校	-	-	-	-	
	南校舎			-	$I_s/I_{so}=1.45$ $C_v \cdot S_o=0.48$			
	北校舎、渡り廊下			-	$I_s/I_{so}=1.56$ $C_v \cdot S_o=0.32$			
88	丹波市立中央小学校 (北校舎、南校舎、渡り廊下)	丹波市水上町成松 186-1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.33$ $C_v \cdot S_o=0.30$	-	-	
89	丹波市立市島中学校 (教室棟、特別教室棟、昇降口、渡り廊下(屋内)、倉庫棟)	丹波市市島町上垣 2002	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.03$ $C_v \cdot S_o=0.53$	-	-	
90	丹波市立春日中学校 (南校舎、北校舎、昇降口棟)	丹波市春日町野村 2476	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.26$ $C_v \cdot S_o=0.35$	-	-	

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）		$Is < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq Is$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）		$Is < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq Is$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所用の耐震性を確保していることを確認する方法		—	—	$1.0 \leq Is/Is0$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（1990年版）		$Is/Is0 < 0.5$ 又は $C_r \cdot S_0 < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.3 \leq C_r \cdot S_0 \leq 1.25$ $1.25 < C_r \cdot S_0$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（2001年版）		$Is/Is0 < 0.5$ 又は $C_{ru} \cdot S_0 < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{ru} \cdot S_0$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（1983年版）		$Is/Is0 < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（1997年版）	鉄骨材が充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $CT \cdot SD < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_r \cdot S_0$
	鉄骨材が非充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $CT \cdot SD < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_r \cdot S_0$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（2009年版）	鉄骨材が充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $C_{ru} \cdot S_0 < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{ru} \cdot S_0$
	鉄骨材が非充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $C_{ru} \cdot S_0 < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{ru} \cdot S_0$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$Is < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq Is$ かつ $1.0 \leq q$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※表に掲げる補正係数 Z、Rt、G、Uについては、備考欄に記載のある場合を除き1.0である。